平成２４年（フ）第１９８号
茨城県土浦市木田余東台２丁目17番17号
債務者　岡田奈津子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第９４号
千葉県袖ケ浦市蔵波台１丁目18番地　県営住宅９棟102号
債務者　石山　耕蔵
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第９５号
千葉県袖ケ浦市蔵波台１丁目18番地　県営住宅９棟102号
債務者　石山　綾子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第２８４号
山梨県中巨摩郡昭和町河西1031番地１　マイライフ53―Ｂ201号
債務者　佐野　広和
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９３号
山梨県笛吹市石和町窪中島177番地　新開荘Ｃ号
債務者　石川　美雪
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９９号
山梨県笛吹市石和町四日市場1705番地１　レジデンスＦ―Ａ―401
債務者　小林　　寛
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３０２号
山梨県甲州市塩山上於曽1908番地
債務者　小野とめ子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３０３号
山梨県甲府市伊勢３丁目15番１号
債務者　川口　義明
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８２号
群馬県高崎市矢中町471番地５
債務者　角岡みどり
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３０８号
岐阜市曽我屋２丁目25番地
債務者　寺田美代子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１４５６号
名古屋市天白区島田５丁目402番地　ワンステート牧102号
債務者　田中　一志
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６０号
三重県津市久居烏木町403番地４
債務者　中谷由美子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１６５号
三重県津市島崎町137番地117　島崎ハイツ305
債務者　小原　　剛
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１６８号
三重県鈴鹿市稲生西２丁目22番33号　ヴィルヌーブスズカＢ棟102号
債務者　片岡　幸恵（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１７２号
三重県鈴鹿市安塚町874番地の21
債務者　杉本かねみ
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３３４号
大津市大平１丁目11番Ａ―210号
債務者　大辻　昌実
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３７号
滋賀県野洲市北比江25番地
債務者　原川　五月
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
大津地方裁判所民事部